

個人情報取扱事務の諮問事案書（第10条第2項）

諮問事項	水道料金システムにおける外部サーバの使用			
所管課等	水道局 営業課			
事務の名称	水道料金徴収事務			
事務の目的 (諮問理由)	水道料金徴収事務は、平成19年10月から包括的に業務委託している。この事務において取り扱う水道使用者の個人情報は、事務の効率的実施のため、委託先のデータセンター(外部サーバ)において保存管理することとしているため、今回諮問する。			
開始予定年月日	平成29年7月			
個人の類型	水道使用者			
個人情報の項目名	氏名、住所、電話番号、お客様番号、需要者番号、水栓番号、排水設備番号、使用水量、水道料金、下水道使用料、口座、生活保護利用状況			
個人情報を 収集する	収集先	—	収集課等	—
個人情報を 利用する	保有課等	—	利用課等	—
個人情報を 提供する	提供課等	営業課	提供先	外部データセンター (業務委託先)
本人通知の 実施の有無	—			
本人通知を行わない 場合はその理由	—			